

3 不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

不服申立件数	諮問件数	広島県公文書公開審査会，広島県情報公開審査会， 広島県情報公開・個人情報保護審査会					実施機関（不服申立てに対する決定）						
		答申件数	処 理 状 況			審議中	取下げ 却下	決定 件数	処 理 状 況				検討中
			認容	一部認容	棄却				認容	一部認容	棄却	却下	
552(a)	481(b)	80(c)	13	28	39	388	13	80(d)	8	32	40	0	3(e)

注1 不服申立て件数(a)と諮問件数(b)の差(71件)の内訳：2件の不服申立てをまとめて諮問した事案11件(諮問第18,33,41,319,381,414,421,422,423,426,464号)，1件の不服申立てについて2件の諮問を行った事案1件(諮問第432,433号)，2件の不服申立てについて6件の諮問を行った事案1件(諮問第415~420号)，諮問前に認容した事案5件，諮問前に却下した事案22件，諮問前に取り下げた事案8件，諮問が不要なもので棄却した事案10件，現在検討中の事案20件

2 答申件数(c)と決定件数・検討中(d+e)の差(3件)の内訳：2件の不服申立て又は請求に対する決定を併合して諮問，答申，決定(諮問第18号，諮問第33号，諮問第41号)

3 決定件数・検討中(d+e)の数は，答申件数(c)の答申を受けて，実施機関が行った決定等の数

諮問 番号	対象公文書名	公開請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	非公開 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県公文書公開審査会		実施機関（不服申立てに対する決定）	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
1	広島県自然環境保全審議会鳥獣部会議事録等	2.10.29	2.11.7	部分公開	2,6	知事 (森林保全課)	2.11.9	2.12.11 3.10.29	部分公開でなく 全部公開すべき	3.12.2	答申どおり (認容)
2	広島県教育委員会議事録	2.10.1	2.10.15	非公開	2,6,7	教育委員会 (総務課)	2.12.14	3.1.24 4.1.30	原処分は妥当	4.3.5	答申どおり (棄却)
3	教職員の分限免職処分起案	2.10.1	2.10.15	非公開	2,6	教育委員会 (高校教育課)	2.12.14	3.1.24 4.1.30	原処分は妥当	4.3.5	答申どおり (棄却)
4	雇用保健業務取扱要領 (雇用保険適用関係)	3.2.26	3.4.9	非公開	5,8	知事 (雇用保険課)	3.4.11	3.5.8 4.7.2	原処分は妥当	4.7.14	答申どおり (棄却)
5	ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱に基づく計画平面図	4.6.16	4.7.7	非公開	3	知事 (土地利用対策室)	4.8.21	4.9.21 5.7.16	原処分は妥当	5.8.10	答申どおり (棄却)
6	昭和60年度広島県公害審査会(調)第1号第2号併合事件調停条項	4.11.6	4.11.20	非公開	1	知事 (環境保全課)	4.11.30	4.12.17 —	5.2.27 取下げ 5.3.5 諮問取下げ		
7	産業廃棄物処理施設設置許可申請書	5.12.10	6.1.31	部分公開	2,3	知事 (環境整備課) (東広島保健所)	6.2.1	6.2.8 6.8.23	一部を除いて 公開すべき	6.9.27	答申どおり (一部認容)

諮問 番号	対象公文書名	公開請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非公開 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県公文書公開審査会		実施機関（不服申立てに対する決定）	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
8	1993年度広島県公立学校 教頭昇任選考にかかる面接等 の実施要領	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (高校教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	一部を除いて 公開すべき	8. 2.16	答申どおり (一部認容)
9	1993年広島県公立学校教 頭昇任選考にかかる面接 等の実施要領	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (義務教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	一部を除いて 公開すべき	8. 2.16	答申どおり (一部認容)
10	1993年度の公立学校の教 頭昇任選考にかかる選考 要項及び選考基準	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (高校教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	一部を除いて 公開すべき	8. 2.16	答申どおり (一部認容)
11	1993年度の公立学校の教 頭昇任選考にかかる選考 基準	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (義務教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	一部を除いて 公開すべき	8. 2.16	答申どおり (一部認容)
12	1994年度広島県公立学校 教員採用選考試験におけ る選考基準	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (義務教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	一部を除いて 公開すべき	8. 2.16	答申どおり (一部認容)
13	1994年度広島県公立学校 教員採用選考試験の問題	5.12.28	6. 1.18	非公開	8	教育委員会 (義務教育課)	6. 3. 3	6. 5.23 7. 9.19	原処分は妥当	8. 2.16	答申どおり (棄却)
14	産業廃棄物処理施設使用 前検査申請書 (平成5年6月)	6. 5.31	6. 6.14	部分公開	2,3	知 事 (環境整備課) (東広島保健所)	6. 7.26	6. 8.22 —	6.12. 6 原処分の変更(全部公開決定に変更) 6.12. 8 諮問取下げ		
15	産業廃棄物処理施設使用 前検査申請書 (平成6年5月)	6. 5.31	6. 6.14	部分公開	2,3	知 事 (環境整備課) (東広島保健所)	6. 7.26	6. 8.22 —	6.12. 6 原処分の変更(全部公開決定に変更) 6.12. 8 諮問取下げ		
16	「〇〇高校〇〇事務長一 件」と題する文書ファイル	7. 9.14	7.10. 2	非公開	2,8	教育委員会 (高校教育課)	7.10.16	7.11.13 8. 6.17	原処分は妥当	8. 7.16	答申どおり (棄却)
17	〇〇事務長に関して〇〇 高等学校〇〇〇〇から提 出された文書	7. 9.14	7.10. 2	非公開	2,8	教育委員会 (高校教育課)	7.10.16	7.11.13 8. 6.17	原処分は妥当	8. 7.16	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象公文書名	公開請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非公開 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県公文書公開審査会		実施機関（不服申立てに対する決定）	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
18	平成7年6月22日開催の都市計画道路松永港本郷線に係る都市計画地方審議会出席者名簿と審議内容	7.9.1	7.10.26	非公開	6	知 事 (都市計画課)	7.11.20	8.1.8	一部を除いて 公開すべき	8.12.9	答申どおり (一部認容)
	平成7年6月22日開催の都市計画道路松永港本郷線に係る都市計画地方審議会出席者名簿と審議内容	7.11.19	7.12.5	非公開	6	知 事 (都市計画課)	7.12.14	8.9.13		8.12.9	答申どおり (一部認容)
19	平成7年度、8年度司書教員採用候補者選考試験の問題(教養, 専門)	7.11.29	7.12.14	非公開	8	教育委員会 (高校教育課)	7.12.27	8.2.1 8.10.23	原処分は妥当	8.11.13	答申どおり (棄却)
20	平成7年6月22日開催の都市計画道路松永港本郷線に係る都市計画地方審議会出席者名簿と審議内容	7.11.27	7.12.15	非公開	6	知 事 (都市計画課)	8.1.23	8.2.27 8.9.13	一部を除いて 公開すべき	8.12.9	答申どおり (一部認容)
21	監査委員の平成6年度食糧費(懇談会費)支出に係る文書	8.1.25	8.2.28	部分公開	2,3,8	監査委員	8.4.4	8.5.2 9.8.19	一部を除いて 公開すべき	9.9.2	答申どおり (一部認容)
22	東京事務所の平成8年7月分の食糧費(懇談会費)に係る文書	8.8.26	8.9.3	部分公開	2,3,8	知 事 (東京事務所)	8.9.27	8.11.29 9.8.19	一部を除いて 公開すべき	9.9.2	答申どおり (一部認容)
23	〇〇市〇〇区〇〇町字〇〇地区における〇〇に係る森林法の規定による許可をうけて開発行為を施行する残置森林の同意書	8.7.11	8.7.24	全部公開		知 事 (広島農林事務所)	8.7.27	8.12.4 10.3.19	原処分は妥当	10.3.26	答申どおり (棄却)
24	東京事務所の平成8年11月分の食糧費(懇談会費)に係る文書	8.12.25	9.1.9	部分公開	2,3,8	知 事 (東京事務所)	9.2.27	9.3.12 10.4.28	一部を除いて 公開すべき	10.6.12	答申どおり (一部認容)
25	公務災害についての事故報告	9.7.9	9.7.24	非公開	5	教育委員会 (義務教育課)	9.8.1	9.10.3 10.11.19	一部を除いて 公開すべき	11.2.5	答申どおり (一部認容)
26	東京事務所の平成9年7月分の食糧費(懇談会費)支出に係る文書	9.8.25	9.9.8	部分公開	2,3,8	知 事 (東京事務所)	9.10.13	9.10.22 10.4.28	原処分は妥当	10.6.12	答申どおり (棄却)
27	平成10年度、9年度の広島県公立学校教員候補者選考試験の問題	9.10.23	9.11.5	非公開	8	教育委員会 (義務教育課)	9.11.17	10.2.27 10.11.19	非公開でなく 全部公開すべき	11.4.23	部分公開 (一部認容)

諮問 番号	対象公文書名	公開請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非公開 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県公文書公開審査会		実施機関（不服申立てに対する決定）	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
28	〇〇川流域下水道工事に 係る家屋井戸損失補償金 の積算内訳	9.11.26	9.12.10	非公開	2,8	知 事 (福祉事務所)	10. 1.20	10. 3.25 11. 3.24	原処分は妥当	11. 3.29	答申どおり (棄却)
29	〇〇市内の特別養護老人 ホームの指導監査結果	11. 3. 5	11. 3.19	非公開	3,8	知 事 (社会福祉課)	11. 3.26	11. 4.27 12. 6. 8	一部を除いて 公開すべき	12. 6.26	答申どおり (一部認容)
30	〇〇市内の特別養護老人 ホームに係る老人福祉施 設指導台帳	11. 3. 5	11. 3.19	部分公開	2,3	知 事 (高齢者福祉課)	11. 3.26	11. 4.27 12. 3.21	一部を除いて 公開すべき	12. 8.10	答申どおり (一部認容)
31	水利組合の構成員につい て	11. 2.10	11. 2.26	部分公開	2	知 事 (河川課)	11. 4. 5	11. 5.20 12. 3.30	原処分は妥当	12. 6.28	答申どおり (棄却)
32	平成11年度広島県立学校 図書教諭採用候補者選考 試験問題	11. 1. 8	11. 3. 1	非公開	8	教育委員会 (教職員課)	11. 3.12	11. 9.16 12. 8. 4	非公開でなく 全部公開すべき	12.12.13	部分公開 (一部認容)
33	林地開発許可申請のうち「事 業に要する経費及び資金の調 達方法, 融資証明書, 残高証 明書, 法人登記簿(融資者), 事業に要する経費の内訳, そ の他の土地所有者の同意, 隣 接土地所有者等の同意, 地域 住民等受益者の同意	11. 6.10	11. 7. 8	非公開	2,3	知 事 (森林保全課)	11. 9. 7	11. 9.28	一部を除いて 公開すべき	12.12.18	答申どおり (一部認容)
	林地開発許可申請のうち「そ の他土地の地番等一覧表, 事 業概要」	11. 6.10	11. 7. 8	部分公開	2,3			12.10.31	一部を除いて 公開すべき		
34	都市計画道路に係る環境 影響評価準備書について	11. 9.27	11.10.12	非公開	2,7,8	知 事 (環境調整室)	11.11.26	11.12. 8 13.3.30	一部を除いて 公開すべき	13.5.31	答申どおり (一部認容)
35	1998年度の県所管の〇〇〇 〇の不祥事故報告等	11.11.25	11.12. 9	非公開	2,3,4,8	知 事 (経営指導室)	12. 2. 8	12. 2.24 —	12.4.9 異議申立て取下げ 12.4.13 諮問取下げ		

諮問 番号	対象公文書名	公開請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	非公開 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県公文書公開審査会		実施機関（不服申立てに対する決定）	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
36	「都市計画道路に係る環境影響評価準備書について」に対する県の回答文書	11.12.28	12. 1. 9	非公開	1,7,8	知 事 (環境調整室)	12. 2.29	12. 3.21 13.3.30	一部を除いて 公開すべき	13.5.31	答申どおり (一部認容)
37	都市計画道路の環境に対する意見の概要と県の見解	11.12.28	12. 1.19	非公開	7,8	知 事 (都市政策課)	12. 2.18	12. 3.21 —	13.2.14 却下決定 13.2.14 諮問取下げ		
38	平成 12 年度4～8月の東京事務所のタクシー券に係る受払簿、使用伺い、使用整理簿	12.9.13	12.9.28	部分公開	2,3,8	知 事 (東京事務所)	12.11.10	12.12.8 14.1.24	一部を除いて 公開すべき	14.4.11	答申どおり (一部認容)
39	平成12年7月14日開催の広島県教育委員会会議定例会に提出された資料「広島県スポーツ振興審議会委員の任命について」	12.9.8	12.9.22	部分公開	2	教育委員会 (スポーツ振興課)	12.10.13	12.12.11 13.10.18	原処分は妥当	13.11.6	答申どおり (棄却)
40	墓地経営許可申請書	12.10.6	12.10.17	非公開	2	知 事 (三原保健所尾道支所)	12.12.5	13.1.15 13.12.5	一部を除いて 公開すべき	14.2.20	答申どおり (一部認容)

※ 非公開情報（12年度まで）

広島県公文書公開条例第9条

第1号（法令秘情報） 第2号（個人情報）， 第3号（事業活動情報）， 第4号（犯罪の予防・捜査等情報）， 第5号（国等との協力関係情報），
第6号（合議制機関等関係情報）， 第7号（意思形成過程情報）， 第8号（行政実行情報）

諮問 番号	対象行政文書名	開示請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	不開示 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会		実施機関 (不服立に対する決定)	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容
41	(1) 学校法人〇〇大学〇〇学科を平成 11 年度末に卒業し、その時期に栄養士免許証を申請または取得した者に、特定の者(1名)が含まれるか否かを示す文書	13.3.29	13.4.11	存否応答拒否	条例第13条	知 事 (健康増進室)	13.4.17	13.5.11	原処分は妥当	14.3.29	答申どおり (棄却)
	(2) 学校法人〇〇大学〇〇学科を平成 11 年度末に卒業し、その時期に栄養士免許証を申請または取得した者が 52 名であることを示す文書	13.3.29	13.4.11	存否応答拒否	条例第13条			13.12.5	存否応答拒否ではなく不存在とすべき	14.3.29	答申どおり (一部認容)
42	東京事務所の随時監査(タクシー券)の結果に係る指摘事項の裏付けとなる文書	13.6.6	13.6.20	不開示	6	監査委員	13.8.13	13.9.21 14.7.31	(1) 本件集計表については、不開示でなく全部開示すべき (2) 実施機関が本件随時監査の際に作成又は取得した文書については、改めて開示可否等の決定をすべき	14.12.10	答申どおり (認容)
43	土地改良法第52条第4項の規定により、専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものによる意見の内容を記述した文書 外3	14.5.9	14.5.23	不存在	—	知 事 (土地改良室)	14.6.21	14.7.1 14.11.29	原処分は妥当	15.3.6	答申どおり (棄却)
44	県営農村活性化住環境整備事業〇〇地区事業による従前の土地(換地計画原案に記載されたもの)に換地となった者に対する一時利用地の指定書	14.4.26	14.5.8	部分開示	1,7,8	知 事 (芸北地域事務所 農林局)	14.6.21	14.7.5 14.11.29	原処分は妥当	15.3.6	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名	開示請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	不開示 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容	
45	農業生産基盤整備(ほ場整備)の事業費について 「農村活性化住環境整備事業〇〇地区」の区画整備(5,000 m ² 規模)事業については、項目別事業費のほか、1,000 m ² 当たりの事業費外4	14.5.1	14.5.14	不存在	—	知 事 (芸北地域事務所 農林局高田農村 整備事業所)	14.7.15	14.7.30 ----- 14.11.29	原処分は妥当	15.3.6	答申どおり (棄却)	
46	「学校施設の目的外使用に関する調査」(平成14年5月14日付け広島県教育委員会事務局管理部教職員課長照会)により、各県より回答があったものの集約結果(まとめ)	14.11.15	14.11.28	不開示	6	教育委員会 (教職員課)	14.12.17	15.1.24 ----- 16.6.30	全部公開すべき	16.10.1	答申どおり (認容)	
47	「指導方法の工夫改善」などの加配に関わって実施された学校訪問指導についての学校ごとの報告書(平成14年4月1日から11月15日までの実施分)	14.11.15	14.11.28	不開示	5	教育委員会 (教職員課 指導第一課 指導第三課)	14.12.2	15.1.27 ----- 16.2.24	一部を除いて 公開すべき	16.6.14	答申どおり (一部認容)	

[平成15年度]

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年 月 日	決 定 内 容	不開示 理 由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日 答申年月日	答申内容	決定年月日	決 定 内 容	
48	共催・後援・協賛審査表	15.3.26	15.4.9	不開示	3,5,6	教育委員会 (総務課)	15.5.13	15.6.24 16.11.25	全部公開 すべき	17.4.26	答申どおり (認容)	
49	後援を承認した際の審査表	15.2.28	15.3.14	不存在		教育委員会 (総務課)	15.5.13	15.6.24 16.11.25	原処分は 妥当	17.4.26	答申どおり (棄却)	

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
50	民間人校長登用制度の導入経過及び裁決経過	15.5.2	15.5.30	部分開示	6	教育委員会 (教職員課)	15.6.17	15.7.10	17.7.26	全部公開 すべき	17.9.20	答申どおり (認容)
51	民間人校長採用の選考基準	15.5.2	15.5.30	部分開示	6	教育委員会 (教職員課)	15.6.17	15.7.10	17.7.26	全部公開 すべき	17.9.20	答申どおり (認容)
52	駐車場管理要領	15.8.11	15.8.22	開示		知 事 (総務室)	15.9.24	15.10.20	18.2.10	原処分は 妥当	18.7.14	答申どおり (棄却)
53	外来者駐車場の区画外に駐車していた特定車両の利用目的についての記録	15.8.11	15.8.22	不存在		知 事 (総務室)	15.9.22	15.10.20	18.2.10	原処分は 妥当	18.7.14	答申どおり (棄却)
54	職員駐車場利用承認申請書	15.8.25	15.9.16	部分開示	2	知 事 (総務室)	15.9.22	15.10.20	18.6.21	原処分は 妥当	18.10.25	答申どおり (棄却)
55	外来者駐車場利用に係る苦情及び情報提供内容を記録した文書	15.9.8	15.9.18	部分開示	2,3	知 事 (総務室)	15.9.22	15.10.20	18.12.25	原処分は 妥当	19.8.13	答申どおり (棄却)
56	砂防設備の占用同意について(伺い)のうち郷川に架かる橋梁占用部分	15.8.11	15.8.25	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.9.22	15.10.24	19.11.20	原処分は 妥当	20.2.13	答申どおり (棄却)
57	「峠郷線」の護岸部分の路肩幅を明らかにする文書	15.8.11	15.8.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.9.2	15.10.24	20.7.25	原処分は 妥当	21.2.24	答申どおり (棄却)
58	平成14年度砂防維持修繕工事の実施設計書(郷川部分)	15.8.11	15.8.25	部分開示	2,6	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.9.2	15.11.14	20.7.25	一部を除いて 公開すべき	21.3.2	答申どおり (一部認容)
59	自家用車公務使用申請書	15.8.25	15.9.8	部分開示	2	知 事 (芸北地域事務所 所税務局)	15.9.22	15.11.25	18.6.21	原処分は 妥当	19.1.9	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
60	自家用車公務使用申請書	15.8.25	15.9.8	部分開示	2	知 事 (呉地域事務所 総務局)	15.9.22	15.12.10	18.6.21	原処分は 妥当	19.1.9	答申どおり (棄却)
61	自家用車公務使用伺	15.8.25	15.9.8	部分開示	2	知 事 (商工労働総務室)	15.9.22	15.12.11	18.6.21	原処分は 妥当	19.1.19	答申どおり (棄却)
62	県立中学校・高等学校の教科用図書 の採択に係る教育委員会議事録	15.9.16	15.10.8	部分開示 不存在	5,6	教育委員会 (総務課 ほか)	15.11.12	15.12.17	18.7.4	・部分開示は全部開示すべき ・不存在は妥当	18.9.11	一部認容 (部分開示:一部認容, 不存在:棄却)
63	教科書選定会議議事録 外	15.9.9	15.10.8	不存在 部分開示	5,6	教育委員会 (総務課 ほか)	15.12.8	15.12.17	18.7.4	・部分開示は一部を除いて開示すべき ・不存在は、一部対象となる文書が認められるので、開示決定等すべき	18.9.11	一部認容 (部分開示:一部認容, 不存在:一部認容)
64	県民等からの苦情内容及び苦情の処理結果を明らかにする文書	15.7.29	15.9.30	不存在		知 事 (秘書室)	15.11.4	15.12.18	19.2.13	原処分は 妥当	19.3.6	答申どおり (棄却)
65	平成15年9月22日付け提出の請願書を受け付けて以降の措置に関する文書	15.11.4	15.11.14	不存在		知 事 (文書法制室)	15.12.2	16.1.7	19.2.13	原処分は 妥当	19.3.8	答申どおり (棄却)
66	平成15年10月15日に開示請求書を提出するに至った経緯及び担当者の記録文書	15.10.31	15.11.12	不存在		知 事 (総務室)	15.12.2	16.1.7	19.3.22	原処分は 妥当	19.8.13	答申どおり (棄却)
67	平成15年9月10日の協議内容を〇〇主任が記録した文書	15.10.30	15.11.11	不存在		知 事 (土木建築総務室)	15.12.22	16.1.16	—	—	—	—
68	平成14年度砂防維持修繕工事の実施設計書(郷川部分)	15.8.10	15.11.6	部分再開示	6	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.2	16.2.6	18.11.8 却下決定 18.11.28 諮問取下げ			
69	砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書及び許可(不許可)通知書	15.9.24	15.10.7	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	19.11.20	全部公開 すべき	20.2.13	答申どおり (認容)

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
70	道路防護柵の設置有無及び 当該道路の通行制限等にお ける措置の有無を明らかに する資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	—	—	—	—
71	峠橋の集中豪雨, 自然災害 被害の事実記録資料	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	—	—	—	—
72	「峠橋」に係る砂防設備の占 用許可申請書及び許可又は 不許可通知文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	—	—	—	—
73	峠橋歩道部分の新設年月 日, 工事設計図, 完成検査 報告書類	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	—	—	—	—
74	郷川修繕工事の用地境界確 認が適法であることを明らか にしている文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	20.7.25	原処分は 妥当	21.2.24	答申どおり (棄却)
75	道路法及び車両制限令を遵 守の必要がないとする広島 県の裁量権を肯定する文書	15.9.24	15.10.7	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.11.11	16.2.6	—	—	—	—
76	底張コンクリート工を実施し た背景及び法的根拠	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—
77	護岸修繕工事の工事図面の 場所の表記方法が適法か否 かを判断できる文書	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—
78	局内運営審議会の議事録	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決 定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
79	砂防設備占用料として徴収された又は徴収することが決定した額の内訳	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	21.1.16	実施機関が作成又は取得した文書については、改めて開示可否等の決定をすべき	—	—
80	不法砂防設備を占用している橋の内訳書	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	21.1.16	実施機関が作成又は取得した文書については、改めて開示可否等の決定をすべき	—	—
81	情報公開審査会に諮問しなかった経緯及び通知書が不適法であったことを謝罪しない根拠	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—
82	情報公開審査会への諮問についての起案文書	15.11.11	15.11.25	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.9	16.2.6	18.12.27 却下決定 18.12.28 諮問取下げ			
83	峠橋改善計画、実施時期を明示した文書	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—
84	理由書について最終決裁者へ説明した事実を証明できる書類	15.11.11	15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.24	16.2.6	—	—	—	—
85	匿名の請求者が提出した行政文書開示請求書の取扱いについて、情報公開審査会への諮問などの要否を判断するために作成した文書	15.8.13	15.8.27	不存在		知 事 (行政情報室)	15.9.8	16.2.16	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
86	情報公開審査会会議録	15.8.13	15.8.27	開示		知 事 (行政情報室)	15.9.22	16.2.16	—	—	—	—
87	開示請求に係る不作為につ いての異議申立てに対する 決定の起案文書	15.8.25	15.9.8	部分開示	2	知 事 (行政情報室)	15.9.22	16.2.16	—	—	—	—
88	異議申立書を受理して以降 の措置に関する文書	15.11.4	15.11.18	不存在		知 事 (行政情報室)	15.12.2	16.2.16	—	—	—	—
89	電子入札システム開発に係 る基本設計業務に関する文 書	15.12.26	16.1.9	部分開示	3,6	知 事 (技術総務室)	16.1.20	16.2.18	18.12.22	一部を除き 開示すべき	19.2.6	答申どおり (一部認容)
90	災害復旧工事及び護岸修繕 工事の入札内容及び結果記 録	15.11.11	15.11.25	部分開示	3	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	15.12.9	16.2.24	—	—	—	—
91	不法占用の容認の理由や根 拠を記載した文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	21.1.16	原処分は 妥当	—	—
92	峠橋が安全であることの判 断文書又は法令により架け 替え義務がないとされる根 拠を示した文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
93	車両制限令第5条及び第9 条の適用を検討した記録	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
94	鉄橋「浜川橋りょう」附近の河川護岸整備計画及び工事を必要とする根拠を記載した文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
95	容認可否などの判断の経緯及び結果を記録した文書	15.12.8	15.12.22	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
96	護岸取付けの階段取っ手部分が道路幅に含まれるか否かを判断できる文書	15.12.8	15.12.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
97	竹原支局工務課での保存文書 ①防護柵の設置協議, ②普通河川改築協議	15.12.9	16.1.16	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.20	16.2.24	—	—	—	—
98	①河川余裕高, 橋梁余裕高が分かる文書②計画高水位, 道路幅が分かる文書	15.12.9	15.12.24	開示 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
99	事実を検証した記録及び橋の通行に支障をきたすなどに関する支局長の見解を記載した文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
100	①急勾配や転落防止柵についての竹原市協議文書, ②竹原支局内での対応措置検討記録	15.12.9	15.12.24	不存在2件		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
101	郷川に沿った地域で急傾斜地崩壊危険区域に指定されている範囲及び整備修繕工事内容	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	19.3.12 認容決定 19.3.19 諮問取下げ			
102	底張コンクリート工を施工するに至った理由や法的根拠を記載した文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
103	竹原市道峠郷線を実際に走行した実施方法などの記録文書	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
104	郷川に架けられている橋の設置時期を調査した記録	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
105	平成15年11月25日付け東 広建竹第215号に係る起案 文書	15.12.9	15.12.24	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.7	16.2.24	—	—	—	—
106	平成15年9月12日付け東 広島地域事務所長の弁明書	15.12.9	15.12.24	不開示	6	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.6	16.2.24	—	—	—	—
107	土木建築部と検討・協議し た内容を記録した文書	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—
108	峠橋が橋梁等設置基準数 値を何cm充足してないか 等を明示した文書	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—
109	法的書類の確認が、どの法 令に規定されているか、明 示されている文書	15.12.16	16.1.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—
110	護岸修繕工事に際して、竹 原市との協議した内容を記 録した文書	15.12.24	16.1.6	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—
111	車両用防護柵の設置につ いての関係機関との協議記 録	15.12.24	16.1.6	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—
112	不服申立てや苦情の対応策 についての局内運営審議会 の議事録	15.12.24	16.1.6	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.13	16.2.24	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
113	二級河川及び普通河川に設置されている橋の数を河川ごとに記載した文書	15.11.18	15.11.27	不存在		知 事 (砂防室)	15.12.5	16.2.25	—	—	—	—
114	平成15年9月10日の協議内容を〇〇主任主事が記録した文書	15.10.30	15.11.11	不存在		知 事 (砂防室)	15.12.22	16.2.25	—	—	—	—
115	砂防設備の占用申請手続がされずに建設した橋について設置時期の特定に用いることのできる部内資料	15.12.9	15.12.24	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.6	16.2.25	—	—	—	—
116	二級河川ごとに橋の土地占用料の徴収額を示した文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	—	—	—	—
117	反論書をすぐに送付しなかった経緯及び法的根拠の記載文書	15.12.22	16.1.5	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	—	—	—	—
118	不法占用している橋の内訳明細文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (砂防室)	16.1.13	16.2.25	—	—	—	—
119	二級河川ごとの橋の数と土地占用料の徴収額の文書	15.11.10	15.11.25	不存在		知 事 (河川管理室)	16.1.13	16.2.25	—	—	—	—
120	①申請があればすべて認めなければならないことの具体的判断基準を記録した文書②公道の橋設置申請を認めない根拠等	16.1.7	16.1.21	不存在2件		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
121	「郷川」、「本郷川」及び「本郷川及び支川」の砂防設備台帳	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
122	過去事例等を比較検討した 事実の具体的に記述した文 書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
123	許可権者の審査の具体的な 内容を記録した文書, 東広 建竹第19号の決裁文書	16.1.7	16.1.21	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
124	①峠橋が排他的・独占的な 使用権が設定されているこ との記録文書②排他的使用 をしても, 許可が必要ないこ との根拠を記載した文書	16.1.7	16.1.21	不存在2件		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
125	郷川及び本郷川の河川現 況台帳	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
126	砂防事業補助金交付予算要 求書及び工事設計書・契約 書などの事業が把握できる 文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
127	車両用防護柵の設置がな い道路の通行事例を記録し た文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
128	権利と義務の相関関係を日 本国政府が容認していると 認められる文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
129	車両制限令を遵守しなくて も構わないと判断した根拠 等	16.1.7	16.1.21	不存在2件		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
130	郷川の自然土のまま放置さ れている部分が天然護岸に 該当するか否かの文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
131	峠郷線の道路台帳の内容 及び道路管理者が定める 法的判断が分かる記録	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
132	峠橋歩道の設置時期及び 改善計画等記載の文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
133	不法占用の実態を把握した が、監督処分しないことを決 定した記録を記載した文書	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
134	平成15年10月22日に行った 現地調査に関する資料	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
135	平成15年8月22日と平成15 年11月19日の打合せ記録	16.1.7	16.1.21	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
136	平成15年5月7日の現地調査 の資料	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
137	竹原支局と砂防室との間の 事務打合せ記録	16.1.7	16.1.21	部分開示	3	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
138	竹原支局と東広島地域事務 所との間の事務打合せ記録	16.1.7	16.1.21	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.1.27	16.3.10	—	—	—	—
139	平成15年7月7日付け戒告 処分に関する起案文書	15.7.29	15.8.12	部分開示	2,6	知 事 (人事室)	15.8.25	16.3.23	—	—	—	—
140	始業時間に勤務してなかつ た職員氏名等及び人事上 の措置や取扱規定文書	15.12.9	15.12.22	不存在		知 事 (人事室)	16.1.6	16.3.23	—	—	—	—
141	駐車整理票の保存期間変 更経緯及び法的根拠を記載 した文書	15.12.15	15.12.24	不存在		知 事 (総務室)	16.2.9	16.3.26	18.2.10	原処分は 妥当	18.7.14	答申どおり (棄却)

[平成16年度]

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
142	特別障害者手当認定請求却下処分に係る弁明書	16.1.23	16.2.5	不存在		知 事 (福山地域事務所厚生環境局)	16.2.27	16.4.2	19.3.29	原処分は 妥当	19.4.20	答申どおり (棄却)
143	外来者駐車場を目的外利用した事実関係	16.2.16	16.2.25	不存在		知 事 (総務室)	16.3.16	16.5.18	18.2.10	原処分は 妥当	18.7.14	答申どおり (棄却)
144	業者パッケージシステムのパンフレット	16.3.11	16.3.25	不開示	3	知 事 (技術総務室)	16.4.26	16.6.4	18.12.22	原処分は 妥当	19.2.6	答申どおり (棄却)
145	変更通知書が遅延した理由を記載した文書	16.5.25	16.6.7	不存在		知 事 (河川管理室)	16.6.22	16.7.28	—	—	—	—
146	相談者の氏名、住所等を含む書類	16.6.21	16.7.1	存否応 答拒否		知 事 (消費生活室)	16.7.30	16.8.4	19.7.10	全部公開 すべき	20.2.7	棄却
147	H16.4.30 付け懲戒処分に関する起案文書ほか	16.5.25	16.6.2	部分開示 不開示	2.6	知 事 (人事室)	16.6.28	16.8.12	—	—	—	—
148	H15.10.15 付け懲戒処分に関する起案文書ほか	16.6.8	16.6.16	部分開示 不開示	2.6	知 事 (人事室)	16.6.28	16.8.12	—	—	—	—
149	原爆投下当時の教師の面接聴取書	16.6.15	16.6.18	不開示	2	知 事 (原爆被爆者援護室)	16.7.20	16.9.13	19.9.12	原処分は 妥当	19.11.2	答申どおり (棄却)
150	予備校等への大学合否情報提供に伴う金品授受	16.5.17	16.5.28	不存在		教育委員会 (指導第二課)	16.7.28	16.10.15	18.11.1 異議申立て取下げ 18.11.7 諮問取下げ			
151	尾道警察署で支出した捜査費に係る現金出納簿等	16.4.26	16.6.16	部分開示 不開示	2.4	警察本部長 (会計課)	16.8.17	16.11.11	20.7.25	一部を除いて 公開すべき	21.3.4	答申どおり (一部認容)
152	平成16年教員採用試験問題解答例	16.7.5	16.9.2	部分開示	6	教育委員会 (教職員課)	16.11.1	16.12.3	17.9.13 異議申立て取下げ 17.11.25 諮問取下げ			

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
153	駐車整理票の氏名等の記載要件を変更するに至った経緯	16.10.5	16.10.19	不存在		知 事 (総務室)	16.11.2	16.12.6	18.2.10	原処分は 妥当	18.7.14	答申どおり (棄却)
154	交通規制に関する決裁文書	16.10.5	16.10.18	不存在		警察本部長 (交通規制課)	16.11.3	16.12.27	—	—	—	—
155	審査会で委員に示した論点整理表等	16.10.19	16.11.2	不開示	1,2,5,6	知 事 (行政情報室)	16.11.8	17.2.25	—	—	—	—
156	抗議文を收受したことを記録した文書整理簿等	16.10.5	16.10.19	不存在		知 事 (行政情報室)	16.11.29	17.2.25	—	—	—	—
157	抗議文を收受したことを記録した文書整理簿等	16.10.5	16.10.19	不存在		知 事 (行政管理室)	16.11.29	17.2.25	—	—	—	—
158	抗議文を收受したことを記録した文書整理簿等	16.10.5	16.10.19	不存在		知 事 (砂防室)	16.11.29	17.2.25	—	—	—	—
159	抗議文を收受したことを記録した文書整理簿等	16.10.5	16.10.19	不存在		知 事 (東広島地域事務所総務局)	16.11.29	17.2.25	—	—	—	—
160	叙勲等の推薦に係る功績調査書、刑罰等調査書	16.3.8	16.9.30	部分開示	2,5,6	知 事 (秘書室)	16.11.25	17.3.1	—	—	—	—

[平成17年度]

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
161	セクハラ防止要綱に係る文書	16.3.16	16.5.11	不存在		知 事 (人事室)	16.5.25	17.4.6	—	—	—	—
162	セクハラ防止の必要な措置を講じた記録	16.3.16	16.5.11	不開示	2,6	知 事 (人事室)	16.5.25	17.4.6	—	—	—	—
163	戒告処分に関する起案文書等	16.3.16	16.3.30	部分開示	2,6	知 事 (人事室)	16.5.25	17.4.6	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
164	捜査報償費現金出納簿等	16.11.30	16.12.13	部分開示 不開示	2,4	警察本部長 (少年育成課, 交通指導課)	17.2.10	17.4.11	19.11.22 異議申立て取下げ 19.11.28 諮問取下げ			
165	指定管理者チェックシート 採点結果	17.3.10	17.3.22	部分開示	3	公営企業管理者 (企業総務室)	17.3.28	17.5.2	20.2.15	全部公開 すべき	20.3.21	答申どおり (認容)
166	指定管理者選定委員会議 事録	17.3.10	17.3.22	不存在		公営企業管理者 (企業総務室)	17.3.28	17.5.2	20.2.15	原処分は 妥当	20.3.21	答申どおり (棄却)
167	懲戒処分に関する起案文書 等	16.12.21	17.1.4	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	17.3.7	17.6.20	—	—	—	—
168	傷害事案に関する少年事案 処理簿, 申述書, 聞取票	17.3.22	17.3.28	存否応答 拒否		警察本部長 (広警察署)	17.4.25	17.6.23	20.7.16 却下 20.7.16 諮問取下げ			
169	交通規制していない等に係 る「住民の要望」	17.6.6	17.6.15	不存在		警察本部長 (交通規制課)	17.6.27	17.8.4	—	—	—	—
170	駐車整理票の氏名記載を拒 否した場合の取扱い根拠	17.5.10	17.5.24	不存在		知 事 (総務室)	17.6.6	17.9.1	19.3.22	原処分は 妥当	19.8.13	答申どおり (棄却)
171	官民境界線に関する文書	17.5.17	17.5.31	不存在		知 事 (尾三地域事務所 建設局)	17.7.27	17.9.8	20.12.10	・件名1の不存在 は、一部対象となる 文書が認められる ので、開示決定等 すべき ・件名2の不存在は 妥当	21.3.2	答申どおり (一部認容)
172	野犬等による苦情処理表等	17.8.2	17.8.16	部分開示		知 事 (動物愛護センター)	17.8.26	17.9.22	20.11.14	一部を除いて 公開すべき	21.3.11	答申どおり (一部認容)

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
173	開示請求書の「行政文書の 件名」変更に係る書類	17.7.4	17.7.19	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.9.6	17.11.7	—	—	—	—
174	橋を架ける必然性の判断等	16.7.6	16.8.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.8.18	17.11.7	—	—	—	—
175	県道高田沖美江田島線の 入札記録等	17.8.31	17.9.13	不存在		知 事 (広島地域事務所 建設局)	17.11.7	17.11.22	18.9.29 却下決定 18.10.11 諮問取下げ			
176	行政情報室長が出席した会 議の議事録	17.2.14	17.3.28	不存在		知 事 (行政情報室)	17.4.5	17.12.7	—	—	—	—
177	個別広聴受付状況等(H15 ～H16 年度)	17.4.5	17.5.27	部分開示	2,3	知 事 (行政情報室)	17.6.6	17.12.7	—	—	—	—
178	「行政文書の件名」を変更し た根拠	17.7.4	17.7.19	不存在		知 事 (行政情報室)	17.9.6	17.12.7	—	—	—	—
179	「行政文書の件名」を変更し た根拠	17.7.4	17.7.19	不存在		知 事 (総務室)	17.9.6	17.12.7	—	—	—	—
180	「行政文書の件名」を変更し た根拠	17.7.4	17.7.19	不存在		知 事 (砂防室)	17.9.6	17.12.7	—	—	—	—
181	「再々 弁明書の提出依頼」 により提出された文書	16.4.8	16.4.22	不存在		知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—
182	裁決に至るまでに審査庁が 確認又は作成した文書	16.4.12	16.4.26	不存在		知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—
183	裁決書の内容に関する文書	16.4.12	16.4.26	不存在		知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
184	竹原市が道路管理上自動車交通不能と記載した部分	16.4.12	16.4.26	部分開示	2	知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—
185	審査請求に係る裁決の起案文書	16.4.12	16.4.26	部分開示	2	知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—
186	審査請求に係る採決について、処分庁が提出した文書	16.4.12	16.4.26	不存在		知 事 (砂防室)	16.6.15	17.12.26	—	—	—	—
187	理由説明書に係る決裁文書等	17.9.20	17.10.3	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.10.11	18.1.12	—	—	—	—
188	不許可通知書の起案文書及び許可申請書	17.8.8	17.8.22	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.10.11	18.1.12	—	—	—	—
189	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと9件)	17.9.20	17.11.1	開示 部分開示	2	知 事 (呉地域事務所建 設局)	17.12.19	18.2.10	—	—	—	—
190	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと8件)	17.9.20	17.11.1	不存在		知 事 (呉地域事務所建 設局)	17.12.19	18.2.10	—	—	—	—
191	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと15件)	17.9.20	17.11.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—
192	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと19件)	17.9.20	17.11.14	開示 部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—
193	理由説明書の説明の具体的根拠が明示された文書	17.11.22	17.12.6	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
194	「〇〇線」進入路部分の現況写真	17.11.22	17.12.6	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—
195	橋に対する砂防設備占用許可起案文書の案文	17.11.22	17.12.6	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—
196	H14.〇.〇現地調査等報告書ほか	17.11.22	17.12.6	部分開示 不存在	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	17.12.19	18.2.13	—	—	—	—
197	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと4件)	17.9.20	17.11.14	開示 部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局)	17.12.19	18.2.14	—	—	—	—
198	橋の占用許可及び同意に関する起案文書 (河川ごと3件)	17.9.20	17.11.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局)	17.12.19	18.2.14	—	—	—	—
199	駐車整理表に氏名等個人情報に記載させることが条例違反でない根拠	17.9.26	17.10.11	不存在		知 事 (総務室)	17.10.18	18.2.14	—	—	—	—
200	駐車整理表及び駐車場等管理日誌	17.10.31	17.11.14	部分開示	2	知 事 (総務室)	17.12.19	18.2.14	—	—	—	—
201	駐車整理表及び駐車場等管理日誌	17.9.26	17.11.25	部分開示	2	知 事 (総務室)	17.12.19	18.2.14	—	—	—	—
202	右折進入を禁止する通行規制をしていない根拠	17.12.28	18.1.11	不存在		警察本部長 (交通規制課)	18.2.14	18.3.9	—	—	—	—
203	教員採用選考試験採点基準等	17.9.5	17.11.2	部分開示	6	教育委員会 (教職員課)	17.12.21	18.3.22	—	—	—	—

[平成18年度]

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
204	市道の通行禁止や通行制限を行っていない根拠等	18.2.14	18.2.27	不存在		警察本部長	18.3.12	18.4.6	—	—	—	—
205	自動車の運転免許基準の適合する道路と認識している事実	18.2.14	18.2.27	不存在		警察本部長	18.3.12	18.4.6	—	—	—	—
206	懲戒処分に関する起案文書等	17.10.24	17.11.7	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	17.12.18	18.4.27	—	—	—	—
207	県職員の県庁外来者用駐車場利用に関する記録	18.2.28	18.3.14	不存在		知 事 (総務室)	18.4.2	18.5.10	—	—	—	—
208	市道の通行禁止や通行制限を行っていない根拠等	18.2.14	18.2.23	不存在		公安委員会	18.3.12	18.5.11	—	—	—	—
209	自動車の運転免許基準に適合する道路と認識している事実	18.2.14	18.2.23	不存在		公安委員会	18.3.12	18.5.11	—	—	—	—
210	元中学校教諭の在職期間、退職年月日等を証する書類	18.4.19	H18.5.2	不開示	2	教育委員会	H18.5.8	H18.6.2	—	—	—	—
211	砂防指定地編入申請書における「橋梁7ヶ所」に係る文書	18.2.28	18.3.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.4.2	18.6.26	—	—	—	—
212	「近くに橋があり」という事実を県が検証した記録	18.5.1	18.5.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.5.28	18.6.29	—	—	—	—
213	「進入路もある」という事実を県が検証した記録	18.5.1	18.5.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.5.28	18.6.29	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
214	橋設置の必要不可欠性がなくなった場合のその後の措置	17.12.28	18.1.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.2.26	18.7.6	—	—	—	—
215	〇〇に関する砂防設備占用許可の事実が確認できる書類等	17.12.28	18.1.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.2.26	18.7.6	—	—	—	—
216	2005 年度に校務調整班が行った県立学校実査調査の報告	18.5.19	18.7.14	部分開示	6	教育委員会	18.8.2	18.8.22	—	—	—	—
217	土壌汚染状況調査報告	18.7.12	18.8.9	不開示	3	知 事 (広島地域事務所 厚生局)	18.8.16	18.8.30	—	—	—	—
218	県が「特定車両」と記載した理由及びその法的根拠	18.7.25	18.8.8	不存在		知 事 (総務室)	18.8.20	18.9.15	—	—	—	—
219	吉名町の現地調査に係る資料	16.1.7	16.1.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	16.2.12	18.9.15	—	—	—	—
220	平成 18 年度入学者選抜(Ⅱ)選考原案等	18.5.16	18.7.12	部分開示	2,6	教育委員会	18.9.7	18.9.28	—	—	—	—
221	宗教法人に係る役員名簿, 境内建物及び事業に関する書類	18.6.20	18.7.3	存否応答 拒 否		知事 (私学振興室)	18.9.1	18.10.20	—	—	—	—
222	情報公開審査会会長あて理由説明書	18.9.19	18.10.3	開示		知 事 (総務室)	18.10.9	18.10.27	—	—	—	—
223	交通規制課長等が「〇〇線」を実査した記録	18.8.24	18.9.5	不存在		公安委員会	18.9.10	18.11.6	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
224	H15.〇.〇付け弁明書等	16.6.7	16.6.21	不存在 部分開示	2	知 事 (砂防室)	16.6.27	18.11.24	—	—	—	—
225	砂防設備占用許可申請書 未提出の橋に係る文書	16.7.5	16.8.27	不存在		知 事 (砂防室)	16.9.19	18.11.24	—	—	—	—
226	河川敷地内不法工作物撤 去に係る起案の添付図面	16.7.5	16.8.27	部分開示	2	知 事 (砂防室)	16.10.31	18.11.24	—	—	—	—
227	砂防設備占用許可申請書 等の添付図面	16.7.5	16.8.27	開示 部分開示	2	知 事 (砂防室)	16.10.31	18.11.24	—	—	—	—
228	異議申立事案を情報公開・個人 情報保護審査会に諮問しないと 決定した経緯	18.9.25	18.10.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.11.5	18.11.28	—	—	—	—
229	再度不許可処分を行うことの可 否に係る協議等の記録	18.11.2	18.11.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.12.3	18.12.15	—	—	—	—
230	駐車整理票に虚偽の記載をさ れた場合に、駐車を許可又は 拒絶する根拠等	18.10.30	18.11.13	不存在		知 事 (総務室)	18.12.3	18.12.26	—	—	—	—
231	外来者駐車場を勤務時間外に 使用した職員に対する注意等 に係る文書等	18.11.7	18.11.21	不存在		知 事 (総務室)	18.12.3	18.12.26	—	—	—	—
232	自家用車公務使用届	18.9.19	18.11.17	不存在		消防学校	18.12.3	19.1.22	—	—	—	—
233	常勤職員が県庁に出張した際 の旅行命令簿等	18.9.19	18.11.17	部分開示 開示	2	消防学校	18.12.10	19.1.22	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
234	特定職員の自家用車公務 使用届	18.11.7	18.12.28	不存在		消防学校	19.1.4	19.1.22	—	—	—	—
235	特定協議に係る旅行命令簿 及び復命書等	18.12.11	18.12.25	部分開示 不存在	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.1.4	19.1.25	—	—	—	—
236	特定協議の内容及び出席し た職員等に関する記録	18.12.11	18.12.21	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.1.4	19.1.25	—	—	—	—
237	特定協議に係る旅行命令簿 及び復命書等	18.12.11	18.12.25	部分開示 不存在	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.1.4	19.1.26	—	—	—	—
238	H18.8.16 付け理由説明書	18.12.11	18.12.22	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.1.4	19.2.6	—	—	—	—
239	橋梁を設置するための基準数 値などを充足していた記録等	18.11.2	18.11.27	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.12.3	19.2.20	—	—	—	—
240	峠橋に実施された補修改良 工事等に係る文書	18.12.5	18.12.12	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.12.17	19.2.21	—	—	—	—
241	自家用車通勤者に係る通勤 届等	18.11.2	18.11.30	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.12.10	19.2.21	—	—	—	—
242	自家用車通勤者からの職員 駐車場使用料の徴収に関 する文書等	19.1.15	19.1.29	不存在		知 事 (総務室)	19.2.18	19.3.5	—	—	—	—
243	県庁内の棚に置かれた封 書などに係る危機管理規程 等	19.1.9	19.1.30	不存在		知 事 (総務室)	19.2.18	19.3.5	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
244	特定車両(1台)を使用する 職員の通勤届等	18.12.5	18.12.15	存否応答 拒 否		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.12	19.3.6	—	—	—	—
245	特定車両(2台)を使用する 職員の通勤届等	18.12.11	18.12.25	存否応答 拒 否		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.12	H19.3.6	—	—	—	—
246	特定車両(3台)を使用する 職員の通勤届等	18.12.18	19.1.4	存否応答 拒 否		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.12	19.3.6	—	—	—	—
247	特定車両(4台)を使用する 職員の通勤届等	18.12.26	19.1.9	存否応答 拒 否		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.12	19.3.6	—	—	—	—
248	特定車両(5台)を使用する 職員の通勤届等	19.1.9	19.1.17	存否応答 拒 否		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.12	19.3.6	—	—	—	—
249	砂防設備占用許可申請書 未提出の橋に係る文書	17.3.22	17.3.31	不存在		知 事 (砂防室)	17.4.3	19.3.26	—	—	—	—
250	橋梁設置基準を充足してい ない橋梁に関する図面等	17.3.15	17.5.9	不存在		知 事 (砂防室)	17.6.4	19.3.27	—	—	—	—
251	情報公開審査会へ諮問をし ないことを記録した文書	17.5.10	17.5.23	不存在		知 事 (砂防室)	17.6.4	19.3.27	—	—	—	—

[平成19年度]

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
252	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(6台)に係る通勤届 等	19.1.15	19.1.26	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
253	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(7台)に係る通勤届 等	19.1.15	19.1.26	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
254	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(8台)に係る通勤届 等	19.1.23	19.2.5	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
255	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(9台)に係る通勤届 等	19.1.29	19.2.9	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
256	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(10台)に係る通勤 届等	19.2.6	19.2.19	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
257	竹原支局庁舎内に駐車して いる車両(22台)に係る通勤 届等	19.2.14	19.2.26	存否応答 拒否 不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—
258	「警戒標識など」を設置した 時期と背景を記載した文書 等	18.11.28	18.12.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.12.17	19.4.11	—	—	—	—
259	浄化槽設置状況調査結果等	19.2.14	19.2.28	開示		知 事 (循環型社会推進室)	19.3.15	19.4.18	—	—	—	—
260	不服申立てに関する審議計 画(平成22年度までの計画)	18.5.1	18.5.15	不存在		知 事 (行政情報室)	18.6.11	19.4.27	—	—	—	—
261	情報公開審査会に諮問しな いことを決定した経緯等	18.9.25	18.10.31	不存在		知 事 (行政情報室)	18.11.5	19.4.27	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
262	H17.1.25 情報公開・個人情報保護審査会(第1部会)資料	18.12.11	18.12.20	開示		知 事 (行政情報室)	19.2.12	19.4.27	—	—	—	—
263	審査会の部会における審議の計画等が記載された文書等	18.12.11	18.12.20	不存在		知 事 (行政情報室)	19.2.12	19.4.27	—	—	—	—
264	不開示決定等の対象となった文書の廃棄を容認等している文書	19.1.9	19.1.23	不存在		知 事 (行政情報室)	19.3.11	19.4.27	—	—	—	—
265	職員が昼休みにフリーセルで遊んでいたことに係る文書	19.2.27	19.3.5	不存在		知 事 (行政情報室)	19.3.18	19.4.27	—	—	—	—
266	消防学校の職員が県庁に出張した際の旅費支給額の記録文書	19.1.15	19.2.5	不存在		消防学校	19.4.1	19.5.16	—	—	—	—
267	「計画高水流量」及び「計画高水位」を記述した文書	19.1.15	19.1.26	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.4	19.5.18	—	—	—	—
268	「〇〇」が土砂災害危険箇所図に含まれていない理由など	19.1.23	19.1.30	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.4	19.5.28	—	—	—	—
269	「計画高水流量」及び「計画高水位」を記述している文書	19.1.29	19.2.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.18	19.6.4	—	—	—	—
270	氏名・住所を不開示とせずに交付したままにしている理由	19.3.5	19.3.16	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.25	19.6.5	—	—	—	—
271	事務引継書	19.3.26	19.4.23	部分開示	2,3,5,6	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.5.13	19.6.5	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
272	橋梁と河川の関係(橋梁の桁下高など)を表している図面等	19.1.4	19.3.1	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.5.6	19.6.15	—	—	—	—
273	自己情報不訂正決定通知書等に係る起案文書	19.2.27	19.3.13	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.4.15	19.6.15	—	—	—	—
274	橋梁設置基準に対する新たな処分に関する記述がある文書	19.3.12	19.3.26	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.4.8	19.6.15	—	—	—	—
275	違法な処分を担当部署が認めていることが記載されている文書	19.2.6	19.2.20	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.18	19.6.22	—	—	—	—
276	起算日の取扱いを教示する必要があるかを判断した文書	19.1.29	19.2.13	不存在		知 事 (総務室)	19.4.15	19.6.26	—	—	—	—
277	外来者駐輪場に係る文書	19.3.12	19.3.26	不存在		知 事 (総務室)	19.4.22	19.6.26	—	—	—	—
278	「人道橋」を許可した起案文書等	19.1.4	19.3.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.5.6	19.6.29	—	—	—	—
279	不存在通知書の発送日が開示決定日等でない理由	19.2.27	19.3.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.3.25	19.6.29	—	—	—	—
280	大崎上島循環線との交差点での橋梁に係る位置図等	19.5.8	19.5.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.10	19.6.29	—	—	—	—
281	指導拠点校・重点校に係る授業料以外の諸費用がわかる資料	19.2.20	19.4.20	部分開示	2,3	教育委員会	19.6.18	19.7.2	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
282	名刺専用箱の名刺が誰でも見られることを容認している根拠	19.3.19	19.3.30	不存在		知 事 (行政情報室)	19.4.22	19.7.26	—	—	—	—
283	補正書の内容を無視して延長決定書の表記を決定した経緯	19.6.18	19.7.2	不存在		知 事 (行政情報室)	19.7.9	19.7.26	—	—	—	—
284	補正書の記述をする根拠となった事実等が記載されている文書	19.6.24	19.7.9	不存在		知 事 (行政情報室)	19.7.16	19.7.26	—	—	—	—
285	不許可処分に関する起案文書	19.5.21	19.5.29	開示		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.7.30	—	—	—	—
286	不許可処分の理由で削除すべきと判断した具体的な根拠	19.5.21	19.6.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.7.30	—	—	—	—
287	不許可処分理由の書き換え可能回数の法的根拠	19.5.21	19.6.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.7.30	—	—	—	—
288	不許可処分の理由となった経緯が具体的に記載されている文書	19.5.21	19.6.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.7.30	—	—	—	—
289	不許可処分の新しい理由について記録されている文書	19.5.21	19.6.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.7.30	—	—	—	—
290	〇〇の定期点検の結果, 上部工などを実施した結果	19.5.31	19.6.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.8.1	—	—	—	—
291	大崎上島循環線との交差点での構造物に係る桁下高等の規格	19.6.11	19.6.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.6.24	19.8.1	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
292	大崎上島循環線との交差点での砂防設備に係る占用許可申請書等	19.6.18	19.6.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.7.8	19.8.1	—	—	—	—
293	開示請求の具体的な記述を 不存在通知書に記載しなかつた理由	19.6.4	19.6.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.7.22	19.8.17	—	—	—	—
294	開示請求の具体的な記述を 不存在通知書に記載しなかつた理由	19.6.4	19.6.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.7.22	19.8.17	—	—	—	—
295	開示請求の具体的な記述を 不存在通知書に記載しなかつた理由	19.6.4	19.6.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.7.22	19.8.17	—	—	—	—
296	広島空港延長工事の収用目的書類, 収用物件一覧表・図面	19.7.2	19.7.27	部分開示	2	収用委員会	19.8.3	19.8.29	—	—	—	—
297	郷川の河口から1番目の橋にかかるとの占有許可の文書	19.7.17	19.7.30	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.8.5	19.8.29	—	—	—	—
298	浄化槽法定検査推進事業予算見積書・チラシ等	19.6.8	19.6.22	開示		知 事 (循環型社会推進室)	19.8.17	19.9.10	—	—	—	—
299	〇〇の定期点検の結果, 上部工などの詳細調査等の記録	19.8.6	19.8.20	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.8.26	19.9.12	—	—	—	—
300	郷川の河口から2番目の橋にかかるとの占有許可の文書	19.8.6	19.8.20	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.9.26	19.9.12	—	—	—	—
301	懲戒処分を受けた職員に係る時間外勤務等命令簿など	19.6.11	19.8.9	不開示	2	知 事 (行政情報室)	19.8.19	19.9.27	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
302	懲戒処分を受けた職員に係る超過時間の入力資料など	19.6.11	19.8.9	不存在		知 事 (行政情報室)	19.8.19	19.9.27	—	—	—	—
303	情報公開制度等の運用状況に係る文書	19.7.22	19.8.6	不存在		知 事 (行政情報室)	19.8.19	19.9.27	—	—	—	—
304	「浜川橋りょう」の左岸上流側の護岸整備計画	19.8.20	19.8.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.9.17	19.10.9	—	—	—	—
305	行政文書開示請求却下決定と異なる処分となった理由等	19.8.28	19.9.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.9.17	19.10.9	—	—	—	—
306	郷川の河口から3番目の橋にかかるとの占有許可の文書	19.8.28	19.9.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.9.17	19.10.9	—	—	—	—
307	懸案事項引継書	19.8.20	19.8.31	部分開示	2	知 事 (砂防室)	19.10.14	19.10.30	—	—	—	—
308	郷川の河口から4番目の橋にかかるとの占有許可の文書	19.9.18	19.10.1	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.10.8	19.10.31	—	—	—	—
309	本谷川管理道の修繕補修工事の変更契約	19.9.26	19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 総務局)	19.10.16	19.11.16	—	—	—	—
310	本谷川管理道の修繕工事の損害査定等に該当する文書ほか	19.9.26	19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 総務局)	19.10.16	19.11.16	—	—	—	—
311	「計画高水流量」又は「計画高水位」が記述されている文書等	19.9.25	19.10.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.11	19.11.29	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
312	小野川の土石流危険渓流表示板の設置位置に係る文書	19.10.1	19.10.15	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.11	19.11.29	—	—	—	—
313	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由等	19.10.30	19.11.12	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局)	19.11.18	19.12.13	—	—	—	—
314	特定の自動車5台に関する駐車整理票等	19.10.16	19.10.30	不存在		知 事 (総務室)	19.11.11	19.12.17	—	—	—	—
315	砂防設備概要図に付記されている橋梁の占用許可申請書	19.9.25	19.10.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	19.12.26	—	—	—	—
316	郷川の河口から5番目の橋等の砂防設備占用申請書	19.9.25	19.10.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	19.12.26	—	—	—	—
317	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由等	19.10.1	19.11.15	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.8	—	—	—	—
318	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由等	19.10.1	19.11.15	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.8	—	—	—	—
319	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由等	19.10.1	19.10.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.8	—	—	—	—
320	特例延長期間の算定方法等	19.10.30	19.11.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.8	—	—	—	—
321	「計画高水流量」を記載した文書等	19.10.30	19.11.12	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.10	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
322	護岸直高が2.0mと表示されている具体的な根拠	19.9.25	19.10.9	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.16	—	—	—	—
323	「車種によっては通行しているものがあるため」と変更した経緯等	19.10.30	19.11.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.16	—	—	—	—
324	発送方法を配達記録扱いとしている部内規程等	19.10.30	19.11.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.11.18	20.1.22	—	—	—	—
325	〇〇の上部工並びに支承部に係る詳細調査	19.11.19	19.11.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.12.2	20.1.22	—	—	—	—
326	「請求する行政文書の件名又は内容」を勝手に変更した経緯等	19.12.11	19.12.25	不存在		知 事 (総務室)	20.1.27	20.2.6	—	—	—	—
327	文書番号の表記がないこと等を記録した文書	19.6.4	19.6.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.7.22	20.2.14	—	—	—	—
328	歩道区間の施工時期及び内容	19.10.30	19.12.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.14	20.2.14	—	—	—	—
329	法令等に違反していないことが検討されていること等	19.11.19	19.11.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.14	20.2.14	—	—	—	—
330	法令等に違反していないことが検討されていること等	19.11.19	19.11.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.14	20.2.14	—	—	—	—
331	縁故者名義であることを確認した記録など	19.12.10	19.12.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.20	20.2.15	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
332	他の権利者が特定の個人を代表者と認めた事実の記録など	19.12.10	19.12.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.20	20.2.15	—	—	—	—
333	「近くに橋がある場合」に該当性について判断した記録等	19.12.11	19.12.21	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.1.20	20.2.15	—	—	—	—
334	広島県(宅建業グループ)と〇〇とのやりとりの一切の記録	20.1.25	20.2.5	不開示	2,3,6	知 事 (建築指導室)	20.2.8	20.2.22	—	—	—	—
335	知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書	20.2.7	20.2.19	不存在		知 事 (秘書室)	20.2.22	20.3.3	—	—	—	—
336	損害査定等において土木部長として指揮監督された文書	20.2.7	20.2.21	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.2.22	20.3.3	—	—	—	—
337	本谷川管理道の損壊状況調査に係る地域住民からの聞取票	20.1.15	20.1.29	不開示	2,3,6	知 事 (尾三地域事務所 総務局)	20.2.7	20.3.10	—	—	—	—
338	配達記録扱い等の郵便物が返戻された場合のタイトル等	20.2.13	20.2.22	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.2	20.3.17	—	—	—	—
339	通知書を普通郵便扱いとした根拠等が記載されている文書	20.1.4 20.1.22	20.1.16 20.2.5	不存在		知 事 (東広島地域事務所 所建設局)	20.2.17	20.3.21	—	—	—	—
340	「近くに橋がある」理由が、現在でも有効等の記載がある文書	20.2.19	20.3.4	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.9	20.3.26	—	—	—	—
341	発送方法を配達記録扱いとしている部内規程等	19.12.11 19.12.26 20.1.4 20.1.15 20.1.22	19.12.21 20.1.8 20.1.18 20.1.29 20.1.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.27	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
342	処分庁と知事で送受信したフ ァックス等	20.1.8	19.12.26	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.27	—	—	—	—
343	橋梁設置申請を許可するとし た判断根拠	20.1.4	20.1.18	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.24	20.3.27	—	—	—	—
344	〇〇の詳細調査等の実施の 要否を検討した記録等	20.1.15	20.1.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.11	20.3.27	—	—	—	—
345	発送方法を郵便扱いとした 根拠が記載された文書	20.1.22	20.1.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.17	20.3.27	—	—	—	—
346	審査会への諮問が遅延した 経緯が記載された文書等	20.1.28	20.2.12	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.2.24	20.3.27	—	—	—	—

[平成20年度]

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
347	〇〇川の護岸の特定の箇所 が天然護岸に該当するとし た文書	20.3.18	20.3.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.31	20.4.16	—	—	—	—
348	不許可となった橋梁設置申 請の申請地点の計画水位高 当	20.3.11	20.3.24	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.31	20.4.16	—	—	—	—
349	〇〇川に架けることが許可 できる橋の総数等が記載さ れた文書等	20.3.18	20.3.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.31	20.4.16	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
350	竹原支局と土木部との間で協議した記録	20.3.18	20.3.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.3.31	20.4.16	—	—	—	—
351	却下決定通知書を配達記録とした根拠が記載されている文書	20.3.18	20.3.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.4.20	20.5.2	—	—	—	—
352	急傾斜地事業で三原市から提供された地元との交渉経緯など	20.4.2	20.4.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 農林局)	20.4.16	20.5.12	—	—	—	—
353	車両防護柵に関する道路管理者との協議結果	20.3.24	20.4.3	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.4.27	20.5.21	—	—	—	—
354	河川改修計画を作成する際の基準地点を明示している図面等	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.4.27	20.5.21	—	—	—	—
355	区画番号「4-1」等の右岸直高が2mと表示されている根拠	20.3.24	20.4.3	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.4.27	20.5.21	—	—	—	—
356	BOXカルバートにしたことが止むを得なかった理由等	20.4.3	20.4.16	不存在		知 事 (広島地域事務所 建設局廿日市支局)	20.4.29	20.5.27	—	—	—	—
357	却下決定通知書を通常郵便とした根拠が記載されている文書	20.3.18	20.3.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局)	20.4.20	20.5.29	—	—	—	—
358	吉和取水堰魚道の設計の条件となる最高水位等の判る資料等	20.4.8	20.4.22	不存在		知 事 (広島地域事務所 建設局廿日市支局)	20.5.9	20.5.30	—	—	—	—
359	広島県情報公開・個人情報保護審査会答申 (HP掲載用)	19.9.18	19.10.1	開示 不存在		知 事 (行政情報室)	19.9.30	20.5.30	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
360	配達記録扱いとせず、普通郵便扱いとした根拠	20.1.15	20.1.29	不存在		知 事 (行政情報室)	20.2.17	20.5.30	—	—	—	—
361	審査会に諮問しないことを行政情報室が容認した経緯等	20.3.18	20.4.1	不存在		知 事 (行政情報室)	20.4.27	20.5.30	—	—	—	—
362	全国情報公開度ランキングに関する部内的評価等	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (行政情報室)	20.4.27	20.5.30	—	—	—	—
363	平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度運用状況	20.4.28	20.5.12	不存在		知 事 (行政情報室)	20.5.18	20.5.30	—	—	—	—
364	却下決定通知書を通常郵便とした根拠が記載されている文書	20.3.18	20.3.28	不存在		知 事 (呉地域事務所 建設局)	20.4.20	20.6.3	—	—	—	—
365	平成20年4月地域事務所長事務引継書	20.4.3	20.4.16	部分開示	2,3,5,6	知 事 (東広島地域事務所 総務局)	20.5.18	20.6.6	—	—	—	—
366	平成20年4月竹原支局長事務引継書	20.4.3	20.4.16	部分開示	2,3,5,6	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.18	20.6.6	—	—	—	—
367	土木部長と国土交通省との打合わせ及び報告に係る文書	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (土木総務課)	20.6.1	20.6.10	—	—	—	—
368	会計検査説明に関する調査	20.5.1	20.5.15	不開示	5,6	知 事 (砂防課)	20.6.1	20.6.12	—	—	—	—
369	配達記録扱いとした文書について、表題等を記録している文書	20.3.18	20.5.7	部分開示 不存在	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.6.1	20.6.30	—	—	—	—
370	〇〇橋の定期点検の後に実施した結果を記録している文書等	20.3.24	20.4.3	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.18	20.7.4	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
371	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
372	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
373	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
374	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
375	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
376	情報公開・個人情報保護審査会に諮問する決裁文書	20.3.31	20.4.14	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.11	20.7.4	—	—	—	—
377	「開示請求に係る行政文書の 件名又は内容」欄に記載した 背景	20.4.14	20.4.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.18	20.7.4	—	—	—	—
378	審査請求できる旨の教示内 容を明示した法的根拠	20.4.7	20.4.21	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.5.18	20.7.4	—	—	—	—
379	〇〇川に張り出して取り付け られている道路に関する平 面図等	20.5.1	20.5.13	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.6.1	20.7.7	—	—	—	—
380	〇〇橋の下流付近の河川整 備に係る文書	20.3.24	20.5.20	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.6.8	20.7.7	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
381	発送方法を配達記録扱いとした規程及び決裁文書等	20.1.15	20.1.29	不存在		知 事 (土木整備管理課)	20.2.17	20.7.14	—	—	—	—
382	開示請求の対象から除いた文書の有無, その文書の種類等	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (土木整備管理課)	20.6.1	20.7.25	—	—	—	—
383	平成20年6月5日付け事務連絡を作成するために確認した記録	20.6.17	20.6.27	不存在		知 事 (砂防課)	20.7.21	20.8.4	—	—	—	—
384	起案文書の所在が不明となった事実を県知事に報告等した文書	20.6.3	20.6.16	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.8.11	—	—	—	—
385	竹原支局が配達記録扱いで何を発送したのか記録している文書	20.6.3	20.6.16	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.17	20.9.9	—	—	—	—
386	河川整備を明らかにしている文書	20.3.24	20.5.20	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.9.16	—	—	—	—
387	〇〇橋の「上部工」等の実施の可否を検討した記録など	20.6.17	20.6.30	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.9.16	—	—	—	—
388	監督者責任を確認するために知事に報告した文書	20.8.19	20.8.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.31	20.9.24	—	—	—	—
389	交通違反取締反則金制度等関係文書	20.6.6	20.6.9	部分開示 不存在 存否応答拒否 適用外	4,6	警察本部長 (交通指導課等)	20.8.17	20.10.1	—	—	—	—
390	特定の県職員に係る時間外勤務命令簿ほか	20.9.24	20.9.16	不開示	2,6	知 事 (行政情報室)	20.9.23	20.10.8	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
391	H〇.〇.〇付け行政文書開 示請求に係る補正の通知ほ か	20.4.14	20.4.28	部分開示	2	知 事 (行政情報室)	20.6.1	20.10.8	—	—	—	—
392	「再起案」であることが明示さ れている文書ほか	20.6.3	20.6.16	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
393	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
394	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
395	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
396	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
397	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
398	東広建竹第〇号に対する不 服申立てに係る文書	20.5.13	20.6.17	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.7.21	20.10.9	—	—	—	—
399	「再弁明書の提出について (伺い)」に記載の協議の事 実関係	20.7.29	20.8.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.17	20.10.23	—	—	—	—
400	「弁明書について(伺い)」に 記載の協議の事実関係	20.7.29	20.8.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.17	20.10.23	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
401	〇〇川の護岸と市道の段差の数值を表示している文書	20.7.29	20.8.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.17	20.10.23	—	—	—	—
402	〇〇川の護岸の幅の数值を表示している文書	20.7.29	20.8.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.17	20.10.23	—	—	—	—
403	「詳細調査」などの実施の要否を検討した記録等	20.8.19	20.8.29	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.8.31	20.10.23	—	—	—	—
404	懲戒処分に関する起案文書等	20.4.3	20.4.17	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.4.29	20.11.18	—	—	—	—
405	懲戒処分に関する起案文書等	20.4.3	20.4.17	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.4.29	20.11.18	—	—	—	—
406	懲戒処分に関する起案文書等	20.5.1	20.5.15	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.6.8	20.11.18	—	—	—	—
407	懲戒処分に関する起案文書等	20.5.1	20.5.15	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.6.8	20.11.18	—	—	—	—
408	懲戒処分に関する起案文書等	20.9.24	20.10.8	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.11.3	20.11.18	—	—	—	—
409	懲戒処分に関する起案文書等	20.9.24	20.10.8	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.11.3	20.11.18	—	—	—	—
410	懲戒処分に関する起案文書等	20.9.24	20.10.8	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.11.3	20.11.18	—	—	—	—
411	懲戒処分に関する起案文書等	20.9.24	20.10.8	部分開示 不開示	2,6	知 事 (人事室)	20.11.3	20.11.18	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
412	懲戒処分に関する起案文書等	20.9.24	20.10.8	部分開示 不開示	2,6	企業局 (総務課)	20.11.3	20.11.18	—	—	—	—
413	H20.9.11 付け厳重注意に係る起案文書	20.10.15	20.10.29	不開示 不存在	2,6	知 事 (土木総務課)	20.11.16	20.12.2	—	—	—	—
414	国交省とのやりとり文書	17.1.5	17.3.7	開示 部分開示	2,3	知 事 (道路河川管理室)	17.5.1	21.1.14	—	—	—	—
415	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が10m	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
416	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が10～20	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
417	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が20～30	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
418	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が30～50	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
419	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が50～80	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
420	新規に橋の設置を許可した事例のうち隣接橋の距離が80～100	17.6.6	17.6.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.7.4	21.1.14	—	—	—	—
421	「近くに橋がある場合」でも許可した事案等	17.8.8	17.8.22	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.10.10	21.1.14	—	—	—	—
422	「近くに橋がある場合」に許可しなかった事案等	17.8.8	17.8.22	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.10.10	21.1.14	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名（略称）	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
423	不法に国有地を占有している橋の事実関係等	17.9.26	17.11.24	不存在		知 事 (道路河川管理室)	17.12.18	21.1.14	—	—	—	—
424	砂防施設の不法占有の事実を明らかにする文書	17.12.6	18.1.25 18.1.26 18.1.27 18.2.3	部分開示 不存在	2,3	知 事 (道路河川管理室)	18.3.12	21.1.14	—	—	—	—
425	砂防指定地管理条例に基づく許可書案	17.12.6	18.1.4 18.1.16 18.1.18 18.1.25 18.1.26 18.2.3	開示 部分開示 不存在	2	知 事 (道路河川管理室)	18.3.12	21.1.14	—	—	—	—
426	橋の設置に係る「必要不可欠性」が無くなった場合の文書	17.12.28	18.2.24	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.3.12	21.1.14	—	—	—	—
427	「自動車の運転免許基準」に適合する道路に係る文書	18.2.14	18.2.28	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.3.12	21.1.14	—	—	—	—
428	「安全な公共道路である」ことを記録した文書	18.2.14	18.2.28	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.3.12	21.1.14	—	—	—	—
429	「簡易文書処理簿」	20.6.17	20.6.27 20.7.1 20.7.1	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.7.21	21.1.14	—	—	—	—
430	介護保険法の解釈・運用に係る質問・要望での補足説明文書等	20.10.3	20.10.17	不存在		知 事 (介護保険課)	20.12.8	21.2.9	—	—	—	—
431	広島県介護保険審査会委員名簿・合議体の構成	20.12.2	20.12.15	部分開示	2,5	知 事 (介護保険課)	20.12.15	21.2.9	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
432	○月○日及び○月○日の打 合わせに係る「聞取書」等	20.12.8	20.12.22	不存在		知 事 (介護保険課)	20.12.26	21.2.9	—	—	—	—
433	介護保険料等の不服申立て 等提出時の担当者との聞取 書	20.12.8	20.12.22	不存在		知 事 (介護保険課)	20.12.26	21.2.9	—	—	—	—
434	普通河川等について、橋の 必要不可欠性を必須とする 法令等	18.5.30	18.6.13	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.7.23	21.2.23	—	—	—	—
435	「回答しないとす」との決定 の法的根拠	18.5.30	18.6.12	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.7.23	21.2.23	—	—	—	—
436	「河川管理の手引き」	18.6.13	18.6.27	開示		知 事 (道路河川管理室)	18.8.20	21.2.23	—	—	—	—
437	橋の不法占用に関する事実 を監査委員に説明しなかつ た理由	18.8.21	18.9.4	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.9.10	21.2.23	—	—	—	—
438	H17.2.2 に砂防室長が国交 省と打合せをした記録	18.8.21	18.9.4	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.9.10	21.2.23	—	—	—	—
439	審査会に諮問しなかった経 緯等が記録されている文書	18.9.25	18.10.31	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.11.5	21.2.23	—	—	—	—
440	竹原支局長の職務上の責任 の有無についての検討等の 文書	18.11.28	18.12.12	不存在		知 事 (道路河川管理室)	18.12.17	21.2.23	—	—	—	—
441	国土交通省とのやりとり文書	18.10.10	18.12.8	開示 部分開示	2,6	知 事 (道路河川管理室)	19.1.4	21.2.23	—	—	—	—
442	橋りょう設置許可申請につい て砂防室で協議した記録	18.12.4	18.12.18	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.1.4	21.2.23	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
443	不許可処分の裁決に携わった職員の責任に係る検討等文書	18.12.8	19.1.4	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.2.12	21.2.23	—	—	—	—
444	不許可処分に関与した職員の責任に係る検討等文書ほか	19.1.15	19.1.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.2.25	21.2.23	—	—	—	—
445	「紅葉谷川庭園砂防」ほか	19.1.23	19.2.6	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.3.11	21.2.23	—	—	—	—
446	砂防行政に携わった職員に対する責任の有無に係る記録	19.2.6	19.2.20	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.3.18	21.2.23	—	—	—	—
447	開示しなかったとする苦情及び対応策ほか	19.1.26	19.2.6 19.2.8	不存在 部分開示	2	知 事 (道路河川管理室)	19.3.18	21.2.23	—	—	—	—
448	裁決書にかかる訴えの提起への最終判断の記録	19.2.27	19.3.13	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.3.25	21.2.23	—	—	—	—
449	お詫びの趣旨とお詫びの内容が分かる文書	20.10.15	20.10.28	部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
450	郵便局に問い合わせた照会回答の内容が確認できる文書	20.10.15	20.10.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
451	推定枚数の文書の種類等を踏まえて算出した過程ほか	20.10.15	20.10.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
452	「配達記録を確認した」との回答の裏付文書ほか	20.10.15	20.10.28	不存在 部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
453	配達記録扱いが適正な行為であることが分かる文書	20.10.15	20.10.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
454	Q13及びA13に係る文書	20.10.15	20.10.28	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
455	「気づいた時点とはいつのこ とを指しているのか」ほか	20.10.15	20.10.28	不存在 部分開示	2	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.11.16	21.2.24	—	—	—	—
456	床版橋のうちエ及びシに係 る文書	20.10.7	20.10.20	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.10.26	21.2.24	—	—	—	—
457	写真撮影方向②⑦⑧の写真 ほか	20.10.7	20.10.20	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	20.10.26	21.2.24	—	—	—	—
458	H〇.〇.〇付け質問書に回 答しない方針を記載した文 書	19.4.17	19.4.27	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.5.13	21.3.5	—	—	—	—
459	国交省文書のうち管理〇号 等で開示した文書以外の文 書	19.4.17	19.4.27	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.5.13	21.3.5	—	—	—	—
460	裁決書に対し、知事が認識 できる状況等の記述がある 文書	19.5.1	19.5.14	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.5.20	21.3.5	—	—	—	—
461	土木建築部が顧問弁護士に 相談した記録など	19.10.1	19.10.15	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.11.11	21.3.5	—	—	—	—
462	反論書の提出期限を20日以 内とした根拠など	19.10.30	19.11.7	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.11.11	21.3.5	—	—	—	—
463	広島県情報公開・個人情報 保護審査会に諮問していな い経緯等	19.12.10	19.12.25	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.2.17	21.3.5	—	—	—	—
464	反論書の提出期限を20日以 内とした根拠など	19.12.26	20.1.8	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.2.17	21.3.5	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
465	広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問していない経緯等	20.1.28	20.2.12	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.2.24	21.3.5	—	—	—	—
466	普通河川等土木工事許可申請を裁決の対象としなかった根拠	20.4.7	20.4.21	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.5.18	21.3.5	—	—	—	—
467	反論書の提出期限を20日以内とした根拠など	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.6.1	21.3.5	—	—	—	—
468	行政文書開示等の結果が適正か判断した結果など	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.6.8	21.3.5	—	—	—	—
469	文書管理番号管理第33号等に該当する文書	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.6.8	21.3.5	—	—	—	—
470	道路河川管理室等の文書に係る簡易文書処理簿	20.5.1	20.5.15	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.6.8	21.3.5	—	—	—	—
471	土整〇号に「2(1)ア」を記載しなかった根拠など	20.7.23	20.8.6	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.8.17	21.3.5	—	—	—	—
472	H20.9.12 資料中、どうい迷惑をかけたかなどが分かる文書	20.10.15	20.10.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.11.16	21.3.5	—	—	—	—
473	H20.9.12 資料中、紛失に係る個人情報についての文書	20.10.15	20.10.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.11.16	21.3.5	—	—	—	—
474	記者会見議事録のうち、Q4に係る文書	20.10.15	20.10.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.11.16	21.3.5	—	—	—	—
475	記者会見議事録のうち、Q14に係る文書	20.10.15	20.10.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	19.3.11	19.4.2	—	—	—	—

諮問 番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
476	記者会見議事録のうち、Q17に係る文書	20.10.15	20.10.29	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.11.16	21.3.5	—	—	—	—
477	土整〇号の通知に「強行した」と記述しなかった根拠	20.11.4	20.11.18	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.11.16	21.3.5	—	—	—	—
478	広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問していない経緯等	20.11.4	20.11.18	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.12.7	21.3.5	—	—	—	—
479	引継資料のうち「〇〇橋」に係る対応等が記載されている文書等	20.12.14	20.12.24	不存在		知 事 (道路河川管理室)	20.12.7	21.3.5	—	—	—	—
480	行政文書開示請求書の補正について(通知)ほか	20.9.17	20.9.29	不存在 部分開示	2	知 事 (行政情報室)	21.1.5	21.3.5	—	—	—	—
481	不動産鑑定評価書	20.12.5	20.12.19	部分開示	2,3	知 事 (漁港漁場整備室)	20.10.26	21.3.31	—	—	—	—

※ 平成15年度から対象行政文書名は略称とした。

※ 不開示情報 (13年度から)

広島県情報公開条例第10条

第1号 (法令秘情報), 第2号 (個人情報), 第3号 (事業活動情報), 第4号 (犯罪の予防・捜査等情報), 第5号 (審議, 検討, 協議等に関する情報),

第6号 (行政執行情報), 第7号 (任意に提供された情報)

広島県情報公開条例第13条 (行政文書の存否に関する情報)

注1 諮問第18号事案においては, 不服申立て2件を1件に併合して諮問を行い, 答申は1件, 決定を2件とした。

2 諮問第33号事案においては, 2件の処分をまとめて不服申立てされ, 処分2件を1件に併合して諮問を行い, 答申は1件, 決定を2件とした。

3 諮問第41号事案においては, 2件の処分をまとめて不服申立てされ, 処分2件を1件に併合して諮問を行い, 答申は1件, 決定を2件とした。

(2) 保有個人情報開示請求及び訂正請求に係るもの

不服申立件数	諮問 件数	広島県個人情報保護審査会, 広島県情報公開・個人情報保護審査会					実施機関 (不服申立てに対する決定)						
		答申 件数	処 理 状 況			審議中	取下げ	決定 件数	処 理 状 況				検討中
			認容	一部認容	棄却				認容	一部認容	棄却	却下	
24(a)	18(b)	6(c)	0	2	4	12	0	6(d)	0	2	4	0	0(e)

注1 不服申立て件数(a)と諮問件数(b)の差(6件)の内訳: 諮問前に認容した事案2件, 現在検討中の事案4件

2 決定件数・検討中(d+e)の数は, 答申件数(c)の答申を受けて, 実施機関が行った決定等の数

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
1	措置入院関係及び医療保 護入院関係情報	10.3.27	10.4.24	部分開示	2,4	知 事 (福山保健所)	10.6.26	10.7.14	11.8.10	一部を除いて 公開すべき	11.10.13	答申どおり (一部認容)

[平成15年度]

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
2	開発行為同意書	15.5.1	15.5.15	不存在		知 事 (開発指導室)	15.6.4	15.6.25	16.6.29	現処分は 妥当	19.1.29	答申どおり (棄却)
3	開発行為同意書	15.5.1	15.5.15	不存在		知 事 (河川管理室)	15.6.4	15.6.25	16.6.29	現処分は 妥当	19.6.1	答申どおり (棄却)

[平成16年度]

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県個人情報保護審査会 (広島県情報公開・個人情報保護審査会)			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
4	損害賠償請求拒否	14.11.29	14.12.13	部分開示	3,8	知 事 (道路保全室)	15.2.13	16.6.4	17.8.2	一部を除いて 公開すべき	17.9.26	答申どおり (一部認容)

不開示情報 (16年度まで)

広島県個人情報保護条例第13条

第1号 (法令秘情報), 第2号 (請求者以外の個人の情報), 第3号 (事業活動情報), 第4号 (個人評価情報), 第5号 (犯罪捜査等情報),
第6号 (国等関係情報), 第7号 (意思形成過程情報), 第8号 (行政運営情報)

[平成17年度]

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
5	措置入院に係る文書	17.5.25	17.6.8	部分開示	3,7	知 事 (東広島地域 保健所)	17.6.17	17.9.7	18.9.21	現処分は 妥当	18.11.27	答申どおり (棄却)
6	退院請求, 措置入院に係る 文書	17.7.27	17.8.25	部分開示	3,7	知 事 (精神保健センター)	17.9.21	17.10.11	18.9.21	現処分は 妥当	18.12.15	答申どおり (棄却)
7	浄化槽設置状況調査	17.9.15	17.9.29	不存在		知 事 (一般廃棄物 対策室)	17.10.3	17.10.18	—	—	—	—

[平成18年度]

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
8	聞取事項報告書	18.8.18	18.9.11	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.10.9	18.11.13	—	—	—	—
9	不服申立てを広島県情報公開審査会 に諮問しないことを決定した根拠等	18.10.11	18.10.31	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	18.11.5	18.11.28	—	—	—	—
10	苦情申立書に関する具体的 な措置の記録	18.12.7	19.1.5	不訂正		知 事 (総務室)	18.11.14	19.2.1	—	—	—	—

[平成19年度]

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
11	聞取事項報告書	18.12.4	19.2.8	不訂正		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	19.2.27	19.4.2	—	—	—	—
12	入学試験の選考結果及び 不合格となった理由	18.12.25	19.2.8	部分開示	7	教育委員会	19.4.10	19.4.26	—	—	—	—
13	不服申立てを広島県情報公開審査会 に諮問しないことを決定した根拠等	18.10.11	18.10.25	不存在		知 事 (行政情報室)	18.11.7	19.4.27	—	—	—	—
14	質問書に対する措置記録の 訂正	18.12.7	19.1.5	不訂正		知 事 (行政情報室)	19.1.15	19.4.27	—	—	—	—

[平成20年度]

諮問 番号	件名 (略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
15	保健衛生法に基づく措置入院記録	20.5.15	20.5.20	部分開示	3,7	知事 (福山厚生環境局)	20.6.4	20.11.18	—	—	—	—
16	平成〇年〇月〇日, 同月〇日及び同年〇月〇日付け 聞取書	20.10.3	20.10.17	開示		知事 (介護保険課)	20.12.8	21.2.9	—	—	—	—
17	介護保険料等の不服申立て等提出時の担当者との聞取書	20.12.8	20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	20.12.26	21.2.9	—	—	—	—
18	介護保険料等の不服申立て等提出時の担当者との聞取書	20.12.8	20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	20.12.26	21.2.9	—	—	—	—

不開示情報 (17年度から)

広島県個人情報保護条例第14条

第1号 (法令秘情報), 第2号 (開示請求者本人の情報), 第3号 (開示請求者以外の個人情報), 第4号 (事業活動情報), 第5号 (犯罪の予防・捜査等情報)

第6号 (審議, 検討, 協議等に関する情報), 第7号 (行政執行情報), 第8号 (任意に提供された情報)

広島県個人情報保護条例第17条 (保有個人情報の存否に関する情報)